

返戻金制度について

株式会社 サン総合管理

当社では職業紹介に係る手数料について、採用決定者が採用から一定期間内に離職したような場合には、既に受領した紹介手数料の一部を返戻する制度（以下「返戻金制度」という。）を設けています。

記

1 返戻金制度の概要

当社が求人者に対して紹介した採用決定者が、採用後3か月以内に、専ら採用決定者の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、求人者に対し、支払われた紹介手数料の50%に相当する額を返却いたします。

2 適用除外

採用決定者の死亡、病気等不測の事態による場合並びに求人者の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではありません。

以上